

文武四十二代者は淡海公所製事已幽合也其後儀式依平日之德行諡號或以後院御所證成追號有山陵之由緒有庵號之遺詔彼是非一者乎

〔吾事記傳 十八〕凡て御代御代の漢様の諡のこと書紀私記に師說神武等諡名者淡海御船奉勅撰也とありまこと然るべし時恒武の朝或御代に云る崩の時み先古禮の諡を奉しに號を奉しこ豊櫻彦天皇に勝實感神聖武皇帝云尊號を奉らる皇崩坐て上尊諡曰天皇高紹天ご此時も古の歴代天皇に漢諡の如く皇朝様の諡なら古禮の諡なり文武天皇のまじれ皇ごあるは音讀の漢諡の如く皇朝様の諡なら古禮の諡なり文武天皇のまじれ云々恒武天皇の皇統云云なごも皇朝様の諡なら古禮の諡なり文武天皇のまじれ注る故ぞ續紀の例凡て古體の諡を標て其下に漢様のを注せれば首にも細なるこ明け天皇は後仁明天皇までは御代々々古禮の諡あれ光仁天皇の由み無るべきに非ず孝謙天皇が傳らざるか又元より御船真人の物に見えし延暦四年七月までの仁明まで皆有なり如て恒武天皇の御代に至りて賜ひ天智天皇延暦十六年成れるに續紀に古漢諡を以て記さる見たり第一卷に天武天皇の賜ひ天智天皇延暦十六年成れるに續紀に古漢諡を以て記さるる處を考るに皆撰者の見えたることなし昔の文を載たるに皆某宮御宇天皇或は某宮朝な寺親長卿記なごに文武天皇の御世に淡海御船藤原不比等に聞なれざる故にゆ賜りなく淡海委曲も考へざる浮たる説なりそは淡海御船藤原不比等に聞なれざる故にゆ賜りなく淡海公に思ひまがへて恒武の御世をも文武と誤れるものなり

〔比古婆衣 五〕古事記傳漢様御諡附考

延暦より前に既に漢さまの御諡を奉られし事は淡海御船真人の天平勝寶三年十一月に撰める由序せる懷風藻に文武天皇と題て御詩を載たり序文に作者六十四人具題姓名並顯爵里冠篇首と記したれば此御諡は素より然題記したりしなりさて其天平勝寶三年は孝謙天皇の御世にて御船真人は廿五の齡にていまだ姓を賜はらざりし時に當れり故按に文武天皇は天縱寬仁慍不形色博涉經史と續日本紀に載られ○中さるにあはせて次の御代元明天